

【金型を有する商材の取引に関するガイドライン】

型取引に関する規範						
取引 類型	所有権	支払い方法 と時期	廃棄	保管料	廃棄の目安	技術・ ノウハウ
A	発注側	完成品の引き渡し時に一括前倒し支払い	発注側が廃棄を決める	発注側	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車：量産終了後15年経過 ●産業機械：同10－15年経過 ●電機・電子・情報：最終生産後3年経過 	<ul style="list-style-type: none"> ●秘密保持契約など書面化 ●対価の支払い
B	受注側	資金繰りに課題のある受注側企業に対し、一括前倒し支払い	受発注間で協議し廃棄を決める	発注側		
C	受注側	—	受注側が独自判断	受注側		
A：型そのものを取引 B：部品加工に加え、同部品を製造する型について保管などを指示する取引 C：A、B以外の取引						

経産省・中小企業庁が主導で発足した産学官の有識者協議会がルール案をまとめた。

ルール案は産業界の取引類型に合わせて三つに区分して明示した。型そのものの取引を A、部品加工に加え、同部品を製造する型について保管などを指示する取引を B、その他を C に分類した。A の場合、遅くとも発注側が完成型を受け取るまでに受注側に代金を一括かつ前倒しで支払う必要があることを示した。また所有権は発注側にあり、発注側が廃棄の判断や型の保管料を負担すべきだとした。

B の場合も、資金繰りに課題のある受注側を対象に代金を一括して早期に支払う必要性を示した。所有権は受注側が持つが、受発注間で協議して廃棄の判断を行い、型の保管料は発注側が負担するべきだと明記した。

型の廃棄の目安は業界ごとに示した。自動車関連産業は量産終了後 15 年、産業機械関連産業は同 10－15 年、電機・電子・情報関連産業は最終生産後 3 年が経過した型について、廃棄を前提に受発注間で話し合いを進める必要があると明記した。型の廃棄や保管に関する協議は部品補給期間に移行後 3 年以内に始めるべきだとした。受発注間の取り決め事項は書面化することが望ましいとした。